

○昭和九年三月二日小作人側全長補佐の相違を以て小作調停の申請をなす。

○昭和九年三月二十日神河區裁判所にて第一回調停委員會を以て小作人側は組合員二十名を以て出席し應接したるも第一回公判と同様の委員を以て相違あり小調。

○昭和九年五月七日の第二回委員會は地主側より調停の委員側小作人側より進行を受けたりと雖も地主側にて小作調停委員を提出したる為調停に至らず、爾來數回の委員會を開きたるも終らず。

九、解決後

双方強硬の競争し余りたるも昭和十年八月地主死亡したる為地主側の態度軟化するに至り十一月十五日第六回の調停委員會にて双方互譲し互の條件を以て解決す。

一、小作人より前調停小作人の名目にて第九期七箇五指鑑世を二ヶ月月賦にて支払ふこと。

二、小作人は従来通り小作人（野山仁二郎弟統太郎氏）繼續耕作せしむること。

三、本件に關する訴訟手續の一切は近日中取下ること。